魚津市農業委員会総会議事録

・と　き　　令和７年５月７日（金）
　　　　　　午後６時00分
・ところ　　魚津市役所第一会議室

魚　津　市　農　業　委　員　会

議　　事

第１		議事録署名委員について
第２	議案　第　13　号	農地法第３条第１項の規定により許可申請に対する許可決定について
第３	議案　第　14　号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による意見決定について

総会の種類　　　　　　定例総会

１．総会の期日　　　　令和７年５月７日（金）

２．総会の場所　　　　魚津市役所第一会議室

３．農業委員の定数　　14名

４．総会に出席した農業委員の数　13名

会長（議長）	12番	北田　直喜			
委員	１番	水尾　英俊	２番	澤田　重孝
	３番	中山　彦信	４番	上樂　晃
	５番	稗苗　史絵	６番	小坂　義則
	７番	宮坂　博一	９番	住田　賀津彦
	10番	大﨑　章博	11番	髙橋　順子
	13番	谷越　彦茂	14番	石坂　誠一

５．総会を欠席した農業委員の数　　１名

８番　佐々木　隆

６．総会に出席した農地利用最適化推進委員の数　０名

７．議事録署名委員

４番　上樂　晃　　　５番　稗苗　史絵

８．総会に出席した職員

事務局長	舘　和生	係長	藤井　勝利
主査	本田　陽一	主事	山根　悠平
主事	清水　雅之		

【開　会：午後６時00分】

議　長：　それではただ今から令和７年度５月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、４番上樂委員、５番稗苗委員にお願いいたします。

議案第13号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局：　議案第13号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

２ページ目をご覧ください。今月の申請は１件１筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が396.00 ㎡です。

【議案第13号　議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議　長：　ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

２番：　事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議　長：　事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議　長：　意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議　長：　異議が無いようですので、議案第13号は決定いたします。

議案第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局：　議案第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全109件、280筆、379,300.66㎡になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第５条の各要件を満たしていると考えます。

議　長：　ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議　長：　受付番号698番から704番までの案件について受付番号が空欄となっているがなぜか。

事務局：　698番については先の11月総会において貸し手と公社の契約については審査済であるため、今回空白となっております。耕作放棄地を復旧するという公社の事業を使用したため今回のような手順となっております。

699番から704番については契約者と耕作者が異なっていたため、以前の契約者との契約を解約し、耕作者と契約者を一致させるものです。貸し手との契約については従前の契約がそのまま有効のため、今回は借り手のみの契約になっております。

６番：　耕作放棄地の復旧については、地権者、耕作者、公社のいずれが実施するのか。

事務局：　地権者または耕作者が自身で実施するか委託するかになります。今回は耕作者が自ら実施されました。

14番：　費用負担についてはどうなるのか。

事務局：　費用負担については中間管理機構から出る金額の中で実施しております。

10番：　どういった経緯で耕作放棄地を復旧し耕作することになったのか。

事務局：　698番で利用権を設定する農地については農地パトロールを実施した農地でありまして、農地パトロール実施後に地権者へ農地の管理を伺ったところ、耕作できる方がおられれば耕作していただきたいとの回答を受けました。そして、当該地区での経営拡大を考えておられる担い手と話し合った結果、今回の事業を活用して耕作をする方向に決まり、このような形となりました。

10番：　698番の経緯について承知しました。

別件ですが、今回、担当地区での契約もある中で、知らないものが多数見受けられたため、今後は担当地区分については各地区の農業委員に情報共有をしていただきたい。

議長：　地域計画の運用も始まり、地区の農業委員へ情報を共有するのが今後の地域計画の改善にも繋がると考える。

事務局：　今後は、これまで以上に情報共有に努めます。

議　長：　699番から704番については従前の耕作者が上手くいっておらず、農業委員に間に入っていただいた地番であるが、今回契約が上がってきたものについては機械を新たに導入した等の何かしら耕作できるという裏付けできる事由があったから、このような形で上がってきているのか。契約はしたが耕作放棄地のようになることはないか。

事務局：　これまで耕作してきた方が借り手となっていることや、今春の段階で耕作に問題が無い旨を関係機関から伺っていることから、そうなる可能性は低いと考えています。

議　長：　一度上手くいっていない地番なだけにこの契約でも上手く耕作できなかった場合について事務局でも検討していただきたい。

また、中間管理機構から借り手へ指導をしていただきたいと思っている。

事務局：　個人での契約については、耕作がされない場合や、料金の支払いが滞る等の契約不履行がある場合には、契約を解除できるので、状況に合わせて対応いたします。また、借り手の耕作状況について、市農政部局と中間管理機構でともに注意していくよう伝えます。

議　長：　ほかに意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議　長：　異議が無いようですので、議案第14号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局：　・農振除外（令和６年度３月受付分について）

議　長：　以上で本日の総会を終了します。

【閉　会：午後６時45分】

【別添】

農地法第３条調査書

議案第 13 号　受付番号１番
（所有権移転）

譲渡人	譲受人	作成者　清水　雅之

	判断の理由	該当
第２項第１号（全部効率利用）	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第２項第２号（農地所有適格法人以外の法人）	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第２項第３号（信託）	・信託ではないため適用なし。	しない
第２項第４号（農作業常時従事）	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第２項第５号（転貸の禁止）	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第２項第６号（地域調和）	今回の申請は、所有者であった譲渡人の母が亡くなり、耕作をする者がいなくなったため、譲渡人が農地付き住宅として空き家バンクに登録したところ、譲受人が購入を希望したことにより、農地の所有権を移転するものである。譲受人は隣接の住宅に住む予定であり、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、４月24日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない